

新型コロナワクチン接種事業の体制構築にあたっての新型コロナウイルス感染症対策に係る保健所支援（積極的疫学調査）協力者の名簿の活用について

厚生労働省健康局健康課

1 新型コロナワクチン接種支援（市町村での支援）の概要

（1）名簿の活用の目的

新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱として全国的に準備を進めている新型コロナワクチン接種事業については、各市町村において接種体制を構築する必要があるが、地域によっては、医師や看護師等の確保が困難な状況もある。

そのため、厚生労働省としては、各市町村に対する支援策として、関係団体に協力いただき作成した支援協力者の名簿（以下「名簿」という。）を活用し、各自治体に対して情報提供をしたいと考えている。当該ワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種に際し、各市町村への協力が可能な支援協力者（以下「ワクチン接種支援協力者」という。）の情報を名簿に追加し、都道府県に情報提供することとする。

2 名簿活用の流れ

（1）名簿への追加【厚生労働省→団体会員等】

① 厚生労働省は各団体の了解を得て、会員等に直接意向確認を行う。

- ・ 厚生労働省から会員等にメール送信
- ・ 会員等は本メールに承諾の可否を返信

② 厚生労働省において名簿にワクチン接種の協力可否の情報追加を行う。

（2）名簿の提供【厚生労働省→都道府県→市町村】

厚生労働省において名簿からワクチン接種支援協力者を抽出し、都道府県ごとに分割し、該当する都道府県へ当該情報を提供する。都道府県は市町村に適宜情報提供する。

（3）ワクチン接種支援協力者の情報の活用【市町村】

① 市町村は、ワクチン接種体制の状況を踏まえ、当該情報を基に当該支援協力者と連絡をとり、事前に同者を非常勤職員等に任命等する。

② 必要に応じて、非常勤職員に任命したワクチン接種支援協力者に応援協力を依頼する。

③ 市町村とワクチン接種支援協力者とで取り決めを交わし、支援を開始する。

（4）ワクチン接種支援協力者の情報の活用状況の報告【市町村→都道府県→厚生労働省】

当該情報を活用した市町村は、その活用状況について都道府県に報告する。都道府県はその旨を厚生労働省に報告する。

3 活動の期間・内容・場所

（1）市町村における新型コロナワクチン接種業務（予診、接種等）

（2）活動の詳細（内容や期間、謝金等）は、市町村と支援協力者とで取り決める。